

いじめ防止対策の更なる強化について（※） 対応状況フォローアップ表

（※令和6年11月8日 いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議において決定）

資料2

* は、特にいじめの重大化・深刻化防止に向けた取組	これまで（～R7.10月）に対応した取組 (具体的な施策・取組等を記載)	今後（R7.11月～）対応予定の取組 (具体的な施策・取組等を記載)
（いじめの防止）		
① いじめ未然防止教育のモデル構築 ・「いじめ防止対策協議会」と連携しつつ、いじめ未然防止教育の指導案、指導教材等のモデルを構築。 ・いじめ未然防止教育について指導過程を解説した教職員用動画教材等を作成。	・【文】令和7年3月開催のいじめ防止対策協議会において、いじめの未然防止教育を議論するとともに、令和7年度において、いじめの未然防止教育に関する具体的な指導案、指導教材、教職員向けの研修資料等を作成するいじめの未然防止教育のモデル構築事業を実施中。	・【文】令和7年度中に、先進的な取組を行う教育委員会と連携して、いじめ未然防止教育に関する指導過程を解説した教職員用動画教材等を作成する予定。 ・【文】令和8年度以降、令和7年度の委託事業で作成するいじめ未然防止教育の指導教材等を普及促進すること等により、各学校におけるいじめ未然防止教育の実施を推進する。
*② 重大事態調査報告書を活用したいじめの質的分析のための専門家会議の新設 ・国に提供された重大事態調査報告書から、誰が・いつ・どのような対応を行えばいじめが重大化しなかったのか等のいじめの端緒・予兆や重大化要因等を分析し、学校での未然防止等に活用。	・【こ・文】有識者の参画を得て、重大事態調査報告書の分析を行い、分析の結果得られたいじめの端緒・予兆や重大化要因等を各学校の設置者及び学校における未然防止等に活用することを目的として、令和7年1～9月に「いじめの重大化要因等の分析・検討会議」（計9回）を開催。	・【こ・文】「いじめの重大化要因等の分析・検討会議」において取りまとめた成果物である「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」、「いじめの重大化を防ぐための研修用事例集」を令和7年11月の「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議」で公表するとともに、各学校・教育委員会、首長部局等への周知等を行い活用を促進する。
（早期発見）		
③ 子どもの視点に立った相談体制の充実 ・1人1台端末等の活用による「心の健康観察」の導入の推進、S CやS S Wの配置充実、S N S等を活用した教育相談体制の整備推進、人権相談の充実等による相談体制を充実するとともに、子どもの声を聴き、子どもの視点に立って、子どもの悩みを受け止められるような取組を推進。	・【文】1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」について、通知や各種会議等を通じて、各学校における導入を推進。 ※令和7年度 小学校：54.9% 中学校：57.5% ・【文】「心の健康観察」の導入に当たっては、学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）における、1人1台端末を活用した児童生徒の学校生活を支援するツール（例：児童生徒の心や体調の変化を早期に発見し、支援するツール）の整備に必要な経費を踏まえて地方財政措置が講じられている。 ・【文】様々な困難や課題を抱えた児童生徒が増加する状況を踏まえ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実など、教育相談体制の強化を実施。 ・【法】法務省の人権擁護機関においては、「子どもの人権110番」、「インターネット人権相談受付窓口（子どもの人権SOS-eメール）」、「子どもの人権SOSミニレター」及び「LINEじんけん相談」といった、様々な相談ツールで人権相談を受け付けるほか、GIGAスクール構想による1人1台端末等からインターネットブラウザを介して相談可能な「子どもの人権SOSチャット」を開設した。 ・【こ】大人目線ではなく子ども目線で、悩みを抱える子どもたちが躊躇なく悩みを打ち明けられる環境を作っていくため、令和6年11月に「子どもの悩みを受け止める場に関するプロジェクトチーム」を発足した。のべ27の団体等と意見交換等を行い令和7年5月に「子どもの悩みに寄り添える社会に向けて（中間報告）」を取りまとめるほか、子ども向け・おとな向けポスターや子ども向けメッセージ動画を作成した。	・【文】引き続き、通知や各種会議等における周知を通じて、各学校における1人1台端末等を活用した心の健康観察の導入を促進するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実など、教育相談体制の強化を実施。 ・【法】引き続き、法務省の人権擁護機関においては、「子どもの人権110番」、「インターネット人権相談受付窓口（子どもの人権SOS-eメール）」、「子どもの人権SOSミニレター」、「LINEじんけん相談」及び「子どもの人権SOSチャット」といった、様々な相談ツールで人権相談を受け付ける。 ・【こ】引き続き、民間団体等と連携しながら、子どもや周囲の大人等に対する積極的・効果的な広報・働きかけを実施するとともに、官民の相談窓口や悩み相談に関する子どもと大人についての実態把握を行う。

(いじめへの対処)		
*④ 教育・福祉・警察等連携による加害児童生徒への対応の強化 ・教育委員会の下での警察OB等の多職種の専門家によるチーム支援のモデル構築。 ・学校外からのいじめ防止対策の取組の中で、首長部局と警察との連携体制の構築を推進。 ・加害児童生徒に対する学校・教育委員会による毅然とした指導・対応や、教育委員会・こども家庭センター等が連携した教育・福祉等一体となった支援の推進。	<ul style="list-style-type: none"> 【文】個別のいじめ事案への直接的な対応、加害児童生徒への指導・支援や重大事態調査後の学校に学校における組織整備体制について、警察OB・OG等の多職種の専門家によるチーム支援を行うために教育委員会に「いじめ対策マイスター」を設置するモデル事業を実施。 <ul style="list-style-type: none"> 【こ】「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証」事業において、令和7年度は「加害児童生徒・保護者支援のための体制構築」と「首長部局と警察、学校が連携し、相談内容に応じ情報共有や解消に向けて連携した対応を行うための体制構築」を重点テーマに設定し、実証自治体において警察との連携や教育委員会・こども家庭センター等が連携した教育・福祉等一体となった支援に取り組んでいる。 【警】警察官OB等の非常勤職員を警察署等に配置している「スクールサポーター」の制度を活用し、担当する学校への訪問活動（必要に応じて常駐）を行い、校内の巡回、いじめ問題等に関する学校の対応についての助言などを通じての警察と学校との緊密な連携を継続（令和7年4月現在、44都道府県、約830人配置）。 【警】いじめ問題を始めとした非行防止等について情報交換の上、具体的な協議を行う場としての警察と学校の連絡協議会設置を継続（令和7年4月現在、全都道府県、約2,400協議会を設置）。 	<ul style="list-style-type: none"> 【文】いじめ対策マイスター事業を再構成し、個別のいじめ事案への直接的な対応や加害児童生徒への指導・支援だけではなく、SNS等によるいじめや保護者との連携等にも対応できるよう、従来想定していた専門家に限らず、これらに対応する専門家も含めた支援チームを教育委員会に設置し、学校におけるいじめ対応に伴走できる体制構築に向けたモデル事業を実施する予定。 【こ】「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証」事業において得られた成果や「いじめ防止・不登校対策をはじめとする教育福祉連携の好事例等に関する調査研究」によって得られたいじめ防止における教育福祉連携の好事例の全国展開を実施予定。 【こ】令和8年度において、地域全体で、いじめなど学校関係の多様な悩みや、その背景にある課題に対応するため、地域における教育・福祉等関係機関のネットワーク構築を図り、子どもの悩みの解決を目指すモデル事例の開発・実証を実施予定。 【警】スクールサポーターの制度を活用した学校との連携を引き続き実施。 【警】警察と学校の連絡協議会設置を引き続き実施。
⑤ 重大事態対応等における第三者性（中立性・公平性）の確保 ・首長部局でいじめ解消に取り組む仕組みを導入するためのガイドラインの作成。 ・重大事態調査の調査委員（第三者委員）の質的・量的拡大に向けた専門家の研修会の実施。	<ul style="list-style-type: none"> 【こ】令和5年度から実施する「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証」事業の成果を踏まえ、首長部局でいじめ解消に取り組む仕組みを導入するためのガイドラインを作成中（令和7年度中に作成予定）。 <ul style="list-style-type: none"> 【こ】重大事態調査の調査委員となることが今後想定される方々を対象に、いじめの重大事態調査ガイドラインを踏まえた調査が行われるよう、ガイドラインの趣旨・ポイントに関する説明や、いじめ調査アドバイザーによる調査手法に関する講義等を内容とする「いじめ重大事態調査に係る調査委員候補者を対象とした研修会」を実施（令和7年10月：北海道地区・東海北陸地区）。 	<ul style="list-style-type: none"> 【こ】令和7年度中にガイドラインを作成するとともに、令和8年度概算要求にて計上した「首長部局によるいじめ解消モデルの全国展開事業」において、ガイドラインを活用した首長部局におけるいじめ解消のモデル事例の普及を実施予定。 【こ】令和7年11月～令和8年1月において「いじめ重大事態調査に係る調査委員候補者を対象とした研修会」（東北地区・関東甲信越地区・近畿地区・中国地区・四国地区・九州地区）を実施するとともに、令和8年度においても本研修会を実施予定。
⑥ ネットいじめ、ネット上の誹謗中傷対策の強化 ・小学校の低学年段階からのインターネットの適切な利用に関する教育・啓発等、教職員研修や保護者への啓発を実施。	<ul style="list-style-type: none"> 【文】ネットいじめを含めたいじめの未然防止教育のモデル事業を実施するとともに、保護者を含めて、ネットいじめの未然防止に資する啓発動画を作成中。 <ul style="list-style-type: none"> 【総】ユーザに対するICTリテラシーの向上を図るため、インターネットトラブル事例集の作成や啓発講座（e-ネットキャラバン）の実施。 【総】インターネット上の書き込みのうち、プライバシー侵害や名誉毀損といった権利侵害に該当するものについて、プロバイダに対する発信者情報の開示を求めるための手続、及び大規模プラットフォーム事業者に対する削除対応の迅速化を図るための義務等を定める情報流通プラットフォーム対処法を整備・運用。 【総】違法・有害情報相談センターを設置・運営し、青少年含め、インターネット上に流通した情報による被害に関する相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を実施。 【こ（警、総、法、文、経）】こども家庭庁では、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする進学・進級の時期に合わせて、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を実施しており、令和7年2月～5月に、関係省庁、地方自治体、関係団体等と連携して、SNS等の安全・安心な利用のための啓発活動等を集中的に展開した。 また、学校が夏休みに入る毎年7月を「青少年の被害・非行防止全国強調月間」と定めており、令和7年度は、「重大ないじめ・暴力行為等の問題行動及びその被害への対応」を重点課題の一つに掲げ、関係府省庁等と連携して総合的な取組を展開した。 	<ul style="list-style-type: none"> 【文】令和7年度中にネットいじめの未然防止に資する啓発動画を作成するとともに、作成した動画についてYouTube等を活用して発信する予定。 【文】令和8年度以降、令和7年度に作成するいじめ未然防止教育の指導教材等を普及促進すること等により、全国の学校におけるネットいじめを含めいじめ未然防止教育の実施を推進する。 【総】引き続き、ユーザに対するICTリテラシーの向上を図るための施策を実施。 【総】引き続き、プロバイダに対する発信者情報の開示を求めるための手続、及び大規模プラットフォーム事業者に対する削除対応の迅速化を図るための義務等を定める情報流通プラットフォーム対処法を整備・運用。 【総】引き続き、違法・有害情報相談センターを設置・運営し、青少年含め、インターネット上に流通した情報による被害に関する相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を実施。 【こ（警、総、法、文、経）】引き続き、「春のあんしんネット・新学期一斉行動（令和8年2月～5月）」や「青少年の被害・非行防止全国強調月間（令和8年7月）」等を通じて、インターネットの安全・安心な利用のための啓発活動を実施する。

(地方公共団体・学校の実施する取組の充実)		
⑦学校・教育委員会等の重大事態対応に関する平時からの備えの徹底 ・学校いじめ対策組織を中心とした対応や関係部局・職能団体等との連携体制構築のため、国で作成したチェックシートを用いた点検を実施。	・【文】学校及びその設置者において、重大事態ガイドラインのチェックリストを活用し、学校いじめ対策組織の組織体制整備等の平時からの備えについて適切に実施できているか等の点検を依頼するとともに、平時からの備えに関する取組状況についての調査を実施。	・【文】今後、左記調査の結果をとりまとめるとともに、調査の結果を踏まえて、学校及びその設置者に対して、ガイドラインの内容を踏まえたいじめに対する平時からの備え等に関して、指導・助言を実施する。
⑧重大事態対応等に関する教育委員会・首長部局等への助言 ・改訂「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を周知徹底するため、研修会等を実施。 ・重大事態調査に関する地方公共団等への助言を行ういじめ調査アドバイザーの積極的活用促進。 ・国のサポートチーム派遣による教育委員会・首長部局担当者等への取組改善に関する助言や、教育委員会・首長部局等からの求めに応じて重大事態対応に係る相談を実施。	・【文】教育委員会や学校等を対象としたいじめの重大事態の調査に関するガイドライン等に関する説明会を開催（令和6年10月、令和7年4月及び5月に計5回）するとともに、教育委員会主催の研修会等に文部科学省職員を講師として派遣すること等により、いじめの重大事態ガイドラインを周知。 ・【文・こ】令和7年4月に各自治体の教育委員会やこども政策担当部局に対して事務連絡を発出し、いじめ調査アドバイザー事業の活用について再周知を行うとともに、自治体等から寄せられた人選・調査方法に係る相談に対して助言を行った。（助言件数28件（令和7年10月末時点）） ・【文・こ】国のサポートチーム派遣により教育委員会・首長部局担当者等への取組改善に関する助言を実施するとともに、教育委員会・首長部局等からの求めに応じて重大事態対応に係る相談を実施。	・【文】令和8年度も、教育委員会や学校等を対象としたいじめの重大事態の調査に関するガイドライン等に関する説明会を開催するとともに、教育委員会主催の研修会等に文部科学省職員を講師として派遣すること等により、引き続き、いじめの重大事態ガイドラインの周知に努める。 ・【文・こ】引き続き、いじめ調査アドバイザー事業の活用について事務連絡や各種会議等で周知を行うほか、いじめ調査アドバイザーへの相談を行った自治体等に対するアンケート調査の実施等、より効果的な取組となるよう運用改善も行いつつ、令和8年度も継続して事業を実施予定。 ・【文・こ】令和7年度においても、国のサポートチーム派遣による教育委員会・首長部局担当者等への取組改善に関する助言を実施する予定であり、教育委員会・首長部局等からの求めに応じて重大事態対応に係る相談を実施する。